

令和5年第11回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月28日(火)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番	美馬 英二	11番	蔭山 勝利
2番	逢坂 利人	12番	河野 弘彦
3番	佐藤 貞男	14番	河野 耕八郎
4番	天毎木 孝利	15番	小田 一夫
5番	竹田 勝一	16番	長浦 勝幸
6番	黒川 邦晴	17番	安達 英雄
7番	藤本 尚人	18番	藤岡 由信
8番	谷 富廣	19番	村上 一好
9番	大久保 孝雄		
10番	原田 政憲		

4. 欠席委員

13番	尾方 隆子	
-----	-------	--

5. 事務局

局長	中津 圭二	
局長補佐	大久保 政博	
事務主任	小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第55号 非農地証明願について

第6 議案第56号 令和5年度第8期農用地利用集積計画について(諮問)

第7 報告事項 農地改良届について

7. 会議の概要

	開会 午後1時
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第11回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、13番尾方委員の1名です。只今の出席委員は、18名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進捗とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、12番河野委員、15番小田委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回、第3条は6案件でございますが、これらの申請について法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字西高畑■■■■。地目は、田。面積は、1,153㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、37,760㎡。通作距離は、1.1kmで、稼働人員は3人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬町市民サービスセンターの西、■■■■■■■■に位置する農地です。</p> <p>番号2です。申請地は、脇町野村字庚申大道南■■■■■■■■。地目は、田。面積は、555㎡であります。譲渡人は、■■■■■■■■。譲受人は、■■■■■■■■であります。耕作面積は、3,468㎡。通作距離は100mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、</p>

議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の西、
に位置する農地です。

番号3です。申請地は、脇町木ノ内字宮ノ下大道南。地目は、田。面積は340㎡であります。譲渡人は、。譲受人は
であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、本人・両親とも市外在住ということもあり、20kmから50kmとなっています。稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、白菜やジャガイモなどの季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の南、
に位置する農地です。

番号4です。申請地は、脇町字井口。地目は、それぞれ田。面積は合せて、1, 113㎡であります。譲渡人は
。譲受人は、
であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、通作距離は10mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、果樹や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉中学校の北西、
に位置する農地です。

2ページをお願いします。

番号5です。申請地は、脇町大字北庄字端田。地目は、田。面積は、1, 327㎡であります。譲渡人は、。譲受人は
であります。耕作面積は、4, 316㎡。通作距離は1.1kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、天神池の南西、
に位置する農地です。

番号6です。申請地は、脇町字西赤谷。地目は、畑。面積は、263㎡であります。譲渡人は、。譲受人は、
であります。耕作面積は、2, 062㎡。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町インターチェンジの東、
に位置する農地です。

以上、これらの6案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。

議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員お願いします。
16番 長浦委員	はい、16番長浦です。11月25日に現地確認いたしました。水稻栽培の後が見られる農地でした。■■■■も熱心な方で3町7反ほど耕作をされております。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号2、番号3は、11番蔭山委員お願いします。
11番 蔭山委員	11番蔭山です。11月26日に現地確認いたしました。番号2に関しましては、譲受人■■■■が、すぐ近くに自宅がありますので、特に問題は無いと思います。番号3に関しましても、事務局の説明のとおり、親が耕作に來られるということで、また、70歳くらいですので、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号4は、19番村上委員お願いします。
19番 村上委員	はい、19番村上です。11月25日に現地確認してまいりました。現地は、トラクターで曳いて耕作の準備がされておりました。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号5は、1番美馬委員、お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。11月27日に現地確認いたしました。現地は、水稻栽培の跡があり、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号6は、10番原田委員お願いします。
6番 原田委員	はい、10番原田委員。11月22日に現地確認いたしました。特に問題はありません。よろしく申し上げます。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思っております。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
12番 河野委員	はい、12番河野です。番号4の案件で事務局にお伺いします。購入された後、何を栽培されるということでしたか。
	(事務局長、挙手)
事務局長	果樹や季節野菜の作付けを行います。
12番 河野委員	それを受けて質問します。農機具の所有状況について、果樹や季節野菜では、コンバインや田植機をリースする必要は無いと思います。
事務局長	書類を確認いたしますと、水稻と季節野菜の作付けということでした。失礼いたしました。
議 長	他にご意見、ご質疑ありませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号6の許可申請6案件について、

	許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請 6 案件につきまして許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第 3、議案第 5 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第 5 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。議案書の 3 ページをお願いいたします。この 4 条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号 1 です。転用場所は、脇町字上ノ原■■■■■。地目は、それぞれ畑。面積は合せて、2 9 3 m²であります。転用者は、■■■■■であります。駐車場の設置に伴う転用申請です。転用者は、宅地に建っている既存住宅を取り壊し、居宅を建築予定です。宅地に隣接する申請地を駐車場とするものです。造成計画として、切盛はなく整地のみを行ないます。雨水は自然浸透とします。申請地の一部が既に駐車場として利用されていることから、申請者から、今後は、このようなことが無いように農地法を遵守致しますとの始末書が提出されております。申請地は、上ノ原集会所の北、■■■■■に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第 2 種農地と判断をされます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。1 9 番村上 委員さんお願いします。
1 9 番 村上委員	1 1 月 2 6 日に現地確認いたしました。駐車場に転用することについて、特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号 1、2 の 2 案件について、許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第 4、議案第 5 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案書の 4 ページをお願いいたします。

番号1です。転用場所は、美馬町字境目 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、1,477㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]であります。フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回程度の草刈りを行ないます。申請地は、四国三郎の郷の北、[REDACTED]に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号2です。転用場所は、美馬町字南荒川 [REDACTED]。地目は、田。面積は、81㎡であります。申請人は、自宅に隣接した宅地で自動車修理工場を営んでおります。現在は、自宅敷地に車両を置いておりますが、事業の拡大とともに駐車場が不足している状況から、譲渡人との話がまとまり、転用申請に至ったものです。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。造成計画として、現状地盤のまま、整地後、クラッシャーを敷設します。雨水は自然浸透とします。申請地は、旧重清東小学校の西、[REDACTED]に位置する農地で農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号3です。転用場所は、脇町字白水道南 [REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は合せて、726㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、整地後、防草シートを敷設し、年3回以上の草刈を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、岩倉中学校の北西、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

5ページをお願いします。

番号4です。転用場所は、脇町大字脇町字畳屋敷 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、46㎡であります。所有権移転による転用申請です。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]であります。共同住宅の建築に伴う所有権移転による転用申請です。申請地に隣接する、畳屋敷1148番9、雑種地、295㎡と併せて、鉄骨造2階建、建築面積、149.05㎡を建築するものです。造成計画としましては、整地転圧後、山土により20センチ程度の盛土を行ない、アスファルト舗装を行ないます。周囲

は、既存コンクリート構造物に囲まれています。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、隣接する北側の市道側溝へ放流します。雨水も同様とします。このことについては、道路管理者と協議済みです。申請地は、秋葉神社の南、■■■■■に位置する農地で農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号5です。転用場所は、脇町大字脇町字大堀■■■■■、脇町字千田木■■■■■。地目は、それぞれ、田。面積は、合せて、1, 659㎡であります。譲渡人は、■■■■■。譲受人は、■■■■■であります。資材置場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請人は、運送業並びに倉庫業を営んでおり、資材置場が不足している状況から申請に至ったものです。現に保有する資材は、議案書記載のとおりです。造成計画としまして、切盛は行わず整地のみを行いません。周囲は、既存構造物で囲まれています。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町うだつ郵便局の西、■■■■■に位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号6です。転用場所は、脇町大字脇町字大堀■■■■■ほか4筆。詳細は、議案書記載のとおりです。面積は合せて、1, 354㎡であります。進入路及び駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請者は、先程の案件で説明のとおり事業を営んでおります。令和3年10月農地転用許可を受けた農地において、トラックの駐車を整備する計画としておりますが、駐車場までの既存進入路が狭く、大型車両等の通行が困難な状況にあることから、既存道路に隣接する申請地、高畑■■■■■を利用し道路の拡幅を行うものです。その他の申請地は、既に許可を受けた駐車場と合わせて、駐車場として一帯利用します。譲渡人は、■■■■■。譲受人は、■■■■■であります。造成計画としましては、最大約40m程度の盛土を行いません。周囲は、既存構造物で囲まれています。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町うだつ郵便局の南西、■■■■■に位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

6ページをお願いします。

番号7です。転用場所は、脇町大字北庄字飛渡■■■■■。地目は、田。面積は、1, 197㎡であります。貸し人は、■■■■■。借り人は、■■■■■であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、2

	<p>0年間の地上権設定による転用申請です。造成計画としまして、整地後、転圧を行いません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、北庄集会所の北、[REDACTED]に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号8です。転用場所は、脇町字西赤谷[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は合せて、656㎡であります。貸し人は、[REDACTED]。借り人は、[REDACTED]であります。居宅兼事務所の建築、道路の設置に伴う、使用貸借による転用申請です。造成計画として、約20cm程度の盛土を行いません。周囲は、既存擁壁に囲まれております。居宅兼事務所は、木造二階建、建築面積122.55㎡であります。なお、一部分が既に道路として利用されており、アスファルト舗装がされておりますことから、申請者より始末書が提出されております。取水は市営上水道を利用します。汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、東側に隣接する市管理の水路に放流します。雨水も同様とします。このことについては、管理者である市都市政策課と協議済みです。申請地は、脇町インターチェンジの南東、[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号9です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は合せて、1,853㎡であります。譲渡人は[REDACTED]。譲受人は[REDACTED]であります。フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行いません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回程度の草刈りを行いません。申請地は、美馬保健所の北西、[REDACTED]に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>番号10です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島[REDACTED]。地目は、畑。面積は、1,373㎡であります。先程の番号9の案件と申請者、計画内容とも同様となります。申請地は、美馬保健所の北西、[REDACTED]に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について、10案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1については、7番藤本委員、

	お願いします。
7番 藤本委員	7番藤本です。11月25日に現地確認いたしましたところ、この農地の西側には別の太陽光が設置されておりました。農地自体には、柿の木が5本くらい、後は、雑木等が生えておりました。長い間、耕作放棄状態が続いている感じでした。また、農地の北側には道路も通っておりますので、進入路も確保されてます。周りの土地には別段影響は無いと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号2については、16番長浦委員、お願いします。
16番 長浦委員	はい、16番長浦です。11月26日に現地確認いたしました。この土地には、北側に道路があるのですが、法面を2メートルほど下ったところにあります。実際にこの土地に行くには、 の土地を通行しないと通れない状況でした。現地は、田となっておりますが、雑草が生えており、逢坂さんが草刈りをしている状況でした。駐車場となっても周りに影響は出ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号3は、11番蔭山委員、お願いします。
11番 蔭山委員	11番蔭山です。11月26日に現地確認いたしました。この農地は、以前、借りられて耕作しての方がおりましたが、体調を崩されまして現在、耕作をしていない状況です。太陽光に転用ということで、特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号4から番号6までを5番竹田委員、お願いします。
5番 竹田委員	はい、5番竹田です。何度か現地確認いたしました。特に問題は無いと思ひます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号7は、1番美馬委員、お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。11月27日、現地確認いたしました。当該地には、赤線2メートルほどの幅のところから入って行きました。ちょっと狭く感じました。対象地は、耕作はしていないが、荒れてはいませんでした。あと、南側に家がありますが、5メートルほど離して設置ということで、特に問題は無いと思ひます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号8は、10番原田委員、お願いします。
10番 原田委員	はい、10番原田です。11月22日に現地確認いたしました。特に問題はあります。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号9、番号10は、8番谷委員、お願いします。
8番 谷委員	はい、8番谷です。11月22日、現地確認いたしました。草も刈っており、管理ができておりました。特に問題無いと思ひます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1から番号10までの10案件について審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
3番 佐藤委員	<p>番号2の案件について、住所のところが南荒川■■■■■■■■■■と なっておりますが、このような住所もあるのですか。</p>
	(事務局、挙手)
事務局	<p>珍しいケースではありますが、住所が番地2つで表記されているところがあります。美馬町でも、いくつかあります。</p>
議 長	他に何かありませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	<p>お諮りいたします。番号1から番号10までの許可申請10案件について許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
委員一同	(異議無し)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第54号農地法第5条の規定による許可申請10案件につきましては許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第55号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第55号非農地証明願1件につきましてご説明いたします。議案書8ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、脇町大字脇町字畳屋敷■■■■■■■■■■ほか2筆。詳細は、議案書記載のとおりです。面積は合せて、1,635㎡です。■■■■■■■■■■より非農地証明願が提出されました。申請地■■■■■■■■■■は、昭和61年に居宅が建築されています。■■■■■■■■■■は、申請者が相続により取得した平成23年の相続時には、すでに山林化していたとのことです。関係書類を基に、11月20日、5番竹田委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、秋葉神社の南西、■■■■■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地及び山林化されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。非農地証明の許可要件である20年をすでに経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる農地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。

	5番竹田委員、お願いします。
5番竹田委員	はい、5番竹田委員です。先ほど事務局から説明のあったとおり、何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ご報告ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。非農地証明願についてご異議はございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議無しと認めます。よって、議案第55号、非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。
議長	次に、日程第6、議案第56号、令和5年度第8期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>先に、お配りしております議案第56号美馬市農用地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、7,272㎡、更新の利用権設定は、31,530㎡、利用権設定筆数は、47筆、利用権を設定する件数、延べ16件、利用権設定を受ける者、組織は、13件です。詳細につきましては、計画書に記載のとおりです。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると判断されます。</p>
議長	ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。それでは、議案第56号、令和5年度第8期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	次に日程第7 報告事項 農地改良届について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	<p>それでは、報告事項の農地改良届につきましてご説明いたします。議案書9ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。令和5年10月27日付、申請人[]より、農地改良届が提出されました。このことに伴い、事務局と12番河野委員で現地確認を行ないました。申請地は、脇町字拝原[]。地目は、</p>

	<p>それぞれ、田。面積は合わせて、483㎡で、江原南小学校の南、 に位置する農地であります。申請内容は、現況の高さから、建設発生土と耕作土により、約1.0mの盛土を行います。農地改良後は、栗の栽培を行なうこととしております。現地確認頂きました12番河野委員からも、適正な農地の改良と認められるとのご見解を頂いております。</p> <p>以上で、事務局から、農地改良届についての報告を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これを持ちまして、令和5年第11回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。